

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 5 日(金)午後 1 時 00 分から午後 2 時 12 分

2. 開催場所 消防庁舎3階会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番 福島 正一郎
会長職務代理者	2 番 新村 幸子
委員	3 番 瀬戸 真一
	4 番 原 美子
	5 番 小澤 さよみ
	6 番 一ノ瀬 律生
	7 番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項

(1) 専決事項について

3月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### (開会)

#### < 新村職務代理 >

ただいまより平成 31 年の 4 月度の農業委員総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

### (会長あいさつ)

#### < 福島会長 >

朝から任命式があり、無事ここで 31 年度がスタートするわけですが、未熟者ではありますが一生懸命やりますので、皆様のご協力をお願いいたします。今日はご苦勞様です。

### (議事録署名委員の指名)

#### < 有賀会長 >

3 番の瀬戸委員さんと 4 番の原委員さん、よろしくお願いいたします。

#### < 赤羽事務局長 >

議事に入ります。議長につきましては、規則によりまして会長が務めることになっておりますので、福島会長よろしくお願いいたします。

### (議事)

#### < 有賀会長 >

それでは、議案第 1 号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いいたします。

#### < 唐澤事務局次長 >

はじめに、今回みなさまにご審議いただく議案であります、農地法 3 条、農地法 5 条

について簡単にご説明いたします。

農地法3条とは、個人又は農業生産法人が農業をする目的で農地の売買・貸借等により、権利を取得する場合に必要な許可です。また、耕作をされる方には下限面積が設定されており、辰野町では20アール(2000㎡)以上の耕作をされていることが条件の一つとなってきます。この下限面積につきましては、農業委員会がその地域の実情を踏まえて「別段の面積」を定め、これを公示した時は、その面積を下限面積として設定できることとなっています。辰野町では平成25年1月の公告により町内全域の下限面積を30アールと設定してきましたが、平成29年3月の農業委員会総会にて下限面積について協議を行い、平成29年4月1日施行で20アールと設定しました。

農地法5条とは農地の使用収益権を持たない方が、農地(採草放牧地を含む)を農地以外のものにするために、農地の所有者から農地を買ったり、賃貸借契約や使用貸借契約等により農地を借りる場合に必要となる許可です。この様に、農地を農地以外のものにするを「農地転用」と言いますが、農地の面積及び立地する場所により、手続きが異なります。

また、3条4条5条の申請書を農業委員会に提出する前に、農業委員、推進委員の皆様には申請地の現地確認をしていただき、意見書に署名をしていただくこととなります。隣地との境界、隣接道路の巾員、上下水、隣接もしくは近隣の農地への影響等をみていただき、農業委員2名、または農業委員・推進委員各1名の方の印が必要となります。

### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

茨城県つくば市倉掛…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字仏沢…番…、地目は田、面積388㎡、

および大字小野字仏沢…番、地目は田、面積1876㎡、

および大字小野字仏沢…番、地目は田、面積739㎡、

および大字小野字仏沢…番…、地目は田、面積114㎡を、

辰野町大字小野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、以前から申請地を借り受

け耕作していた B さんに譲り渡したいということで申し出がありました。

また、譲受人の B さんも、経営安定のために A さんの申し出を受け、耕作を継続したいということでした。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は184アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、中村前推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

説明いたします。譲受人の B さんは地図で言いますと4筆の下に住居がありまして、私の知っている限りでは B さんがこの4筆について A さんのお父さんの時代から耕作をずっとしておりました。お父さんが亡くなって息子さんが名義を受け継いだと思えますけれど、長きに渡り耕作をしていましたので何ら問題はないと思えます。地籍調査も終わっておりますので、問題はないかと思えます。以上です。

#### <福島会長>

この件についてご意見等ありましたらお願いします。それでは無いようですので、農業委員さんの挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

諏訪郡下諏訪町…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、大字小野字中入口…番、地目は田、面積1032㎡、および大字小野字中入口…番、地目は田、面積279㎡を、辰野町大字小野…番地…にお住まいの D さんが取得するものです。

譲渡人の C さんは遠方にお住まいで耕作が困難なため、以前から今回の申請地以外の農地も譲受人の C さんに所有権の移転をおこなってきました。今回の申請農地につきましても、周辺農地で耕作をしておられる C さんに所有権を移転したいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利

用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は68アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、中村委員、中村前推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

説明いたします。地図を見ていただきまして、(場所の説明)です。事務局から説明がありましたように、Cさんの所有している土地につきまして以前からDさんに移転してきたという経過がありますので、今回の2筆につきましても同じように土地の整理をするということでDさんに譲り渡すものです。地籍調査等終わっております、境界ははっきりしておりますので何ら問題ないと思います。以上です。

<福島会長>

この件についてご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、農業委員さんの挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～4番朗読】**

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

中央…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、中央…番…、地目は田、面積207㎡を、大字伊那富…番地…にお住まいのBさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在…で生活しておりますが、手狭になったことから住宅を新築したい計画であります。

なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のCさんは、宅地分譲するため平成30年5月8日に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は承継者であるBさんが申請地を取得し住宅を建築したい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原前職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<原委員>

今の説明のとおりです。地図を見ていただければ分かりますけれど、広い片側1車線の所に面しています。境はすべてはっきりしています。上下水道もしっかりしています。車を乗り入れるための工事も済んでいます。住宅を建てられるということで問題はないかと思えますけれど審議をお願いいたします。

<福島会長>

この件についてご意見等ありましたらお願いします。無いようですので、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

愛知県日進市米野木町南山…番地…にお住まいのDさん所有の

大字伊那富字山際…番…、地目は畑、面積248㎡および

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのEさん所有の

大字伊那富字山際…番…、地目は畑、面積265㎡および

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのFさん所有の

大字伊那富字山際…番…、地目は畑、面積321㎡

以上3筆、計834㎡を、東京都新宿区新宿…丁目…番…号に所在する株式会社Gが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

地図で色塗りをしてある農地のうち、斜線部分の農地…番…につきましては、地目が宅地となっておりますが、今回の申請の同一事業地となりますので、地図上に明記させていただきました。こちらの面積が285.64㎡ですので、今回の事業全体の面積は1119.64㎡となります。

譲受人の株式会社Gは、申請地に太陽光パネル324枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は第 1 種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、宮原前職務代理、原委員から意見書をいただいております。

#### <原委員>

ご説明いたします。(場所の説明)そして実はここには(花の名前)という花を(地区名)の有志の方たちが咲かせて1年に1度のお祭りを行っている所が横にあるわけです。そこに今回ソーラーを建てるという申請です。説明のとおり、Dさんは愛知県にお住まいだったりすることもあり、土地の有効利用ができないということで今回このような申請をなされました。境はすべてしっかりしています。(花の名前)を育てたりする関連性があったので、地域の人たちにどのような説明がなされているのかとお聞きしましたら、(地区名)全域ではなくて関係する地域の方々にはお話ししてあるということでした。そういうことでは今正直申し上げて(地区名)は次の案件もそうなんですが、高齢化による土地をソーラーにしていくという傾向があります。そういうことも一緒に報告してご審議のほどお願いいたします。

#### <福島会長>

この件についてご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地…にお住まいのHさん所有の

大字伊那富字南湯舟…番…、地目は畑、面積233㎡および

辰野町中央…番地…にお住まいのIさん所有の

大字伊那富字南湯舟…番、地目は畑、面積1027㎡および

大字伊那富字南湯舟…番…、地目は畑、面積402㎡、計1429㎡を、

東京都新宿区新宿…丁目…番…号に所在する株式会社Gが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲受人の株式会社 G は、申請地に太陽光パネル324枚を設置し、売電を行いたい計画です。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、宮原前職務代理、原委員から意見書をいただいております。

#### <原委員>

2番でもお話したように、Hさんがお一人でいらして、これ以上耕作は無理だということでの申請です。地図でありますけれど、太陽光と書かれた場所もHさんの土地だったと思います。そのような感じでご自身のこれからを考えて太陽光にしていかなざるを得ないというようなことでありました。境の杭はしっかり入っておりました。以上です。

#### <福島会長>

この件についてご質問等ありましたらお願いします。無いようですので、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <唐澤事務局次長>

3番、賃貸借権の設定でございます。地図は9ページをご覧ください。

辰野町大字伊那富…番地にお住まいのJさん所有の

大字伊那富字北沢…番、地目は田、面積1450㎡を、辰野町が一時的に借り受け、埋蔵文化財発掘調査を行うための申請でございます。

今回の申請地につきましては、先月の農業委員会総会にてご審議いただきました申請地の追加となる農地でございます。相続による関係書類が先月の総会時に揃わなかったため、今回の審議とさせていただきます。地図上の点線部分が先月の総会でご審議いただいた部分で、斜線部分が今回の申請地となります。

申請地一体は28年度に工場適地として申請し、北沢東工場適地となりました。今後の企業の大規模な土地需要に迅速に対応できるよう、このたび埋蔵文化財発掘調査を行うこととなりました。

一体は工場誘致のため平成18年より段階的に農振除外を進めてまいりました。申



請地につきましても平成29年9月26日付をもって農振除外の公告が完了しております。現在、抵当権が設定されておりますので、関係権利者であるKから転用目的に供することについての同意書をいただいております。

周囲は既存の工場および農地に囲まれておりますが、周辺農地とは法面の段差が激しく、一体的な管理が困難な場所であり、10ha 未満の小規模な農地であります。また、宅地や事業用施設が連たんする地域から概ね500m以内でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(2)の第2種農地であり、許可はやむを得ないと判断いたします。

こちらは、先月ご審議いただきました議案と同一事業となり、合わせて3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思っております。

<福島会長>

今事務局のほうからありましたけれど、現地は今史跡調査をやっている最中です。といったことで、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計7件、11筆、面積は8,283㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計10件、23筆の利用権の設定であります。詳細は議案書のとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と12筆、11,238㎡について10年9ヶ月、6筆、6,228㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を、5筆、1,522㎡について5年9ヶ月の賃借権を設定するも

のです。

### 【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第2号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は議案書のとおりであります。石川明さんへ11筆、10,654㎡について10年9ヶ月の使用貸借権を、農事組合法人たつの営農へ5筆、1,522㎡について5年9ヶ月の賃借権、2筆、1,050㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を、瀬戸真一さんへ1筆、584㎡について10年9ヶ月の使用貸借権、4筆、5,178㎡について5年9ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<福島会長>

3号4号につきまして賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 報告事項

<唐澤事務局次長>

(1) 専決事項について

3月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付しております。報告事項は以上でございます。

<福島会長>

以上で議事を終わりたいと思います。

### その他

○担当地区について(唐澤事務局次長)

福島会長…………… 羽北(羽場・北大出)  
新村職務代理…… 朝日(平出・澤底)  
瀬戸委員…………… 朝日(赤羽・樋口)  
原委員…………… 辰野(上島・今村・宮所・唐木沢・上下辰野)  
小澤委員…………… 辰野(宮木・小横川・新町)  
一ノ瀬委員…………… 川島  
中村委員…………… 小野

宇治推進委員…………… 小野  
根橋推進委員…………… 川島  
野澤洋光推進委員…… 辰野(宮木・小横川・新町)  
吉江推進委員…………… 辰野(上島・今村・宮所・唐木沢・上下辰野)  
野澤典生推進委員…… 羽北(羽場・北大出)  
古村推進委員…………… 朝日(澤底・平出)  
宮島推進委員…………… 朝日(樋口・赤羽)

○事務連絡(事務局 小松)

- ・農業委員会会議規則(別紙参照)
- ・口座管理登録届出書、マイナンバー報告書の提出をお願いします。
- ・会費等の積み立てについて  
委員報酬 8月 12月 3月に4ヶ月分の委員報酬を指定口座に振込む際に、  
旅行貯金月 5000円、懇親会会費月 4000円を天引き
- ・印鑑持参について  
毎月の総会時に出席簿押印のため持参をお願いします。
- ・委員会活動用品について  
活動記録セット、腕章、バッジ、手帳等配布
- ・全国農業新聞購読のお願い
- ・農業者年金加入推進について
- ・農業委員会総会開催日について  
前月委員会総会時に日程を確認しあい、毎月5日前後に開催

<赤羽事務局長>

事務連絡等をさせていただきました。会費等の積み立てにつきましてはご了承いただきありがとうございました。また、全国農業新聞につきましては委員の皆さん、是非ご協力をお願いしたいと思います。農業に関する情報が他の新聞に比べて満載ですので、最新の状況がつかめると思っていますので是非ご購入をお願いします。農業委員会総会につきましても、ご確認いただいたように毎月 5 日前後ということで、総会の終わった時点で都度確認をいたしますのでよろしくをお願いします。事務連絡の点について皆さん何かありますか？

<中村委員>

会議規則のことなんですけれど、前回の農業委員会の際に推進委員の役割の部分がなかったということで、規則に載せるということだったんですが、改定はされるのか？

<赤羽事務局長>

前任の事務局長からも引継ぎを受けておまして、まだ案をつくっている段階ですので、推進委員の役割を盛り込んで変更するようと言われていきますので早めにお示しできればと思います。

<宇治推進委員>

会議出席や事前調査に対する費用免償はないということですよね？

<赤羽事務局長>

はい。お願いします。

○次回委員会総会開催日:5月8日(水) 午前9時00分から 役場第7、8会議室

<古村推進委員>

前回の農業委員会でエゴマを作ってきたわけですが、今度の 12 日に栽培講習会があるので、もしよかったら出席していただきたい。エゴマの種もありますので、もし栽培してみたいという方がいれば是非作ってみてください。

(閉会)

<新村職務代理>

今日は午前中から長い時間でしたがお疲れ様でした。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印